

資料③

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

丹波市まなびの里づくり協議会
委員長 岡田 龍樹

「生涯学習（まなび）を实践に生かす地域づくりの推進」に向けた取組について(提言)

本協議会での討論内容を尊重いただき、市内の各地域において「生涯学習（まなび）を实践に生かす地域づくりの推進」のための取組としてここに別紙のとおり提言いたします。

記

1. 「生涯学習（まなび）を实践に生かす地域づくりの推進」に向けた取組について（提言）
2. 添付資料
 - ・ 知識循環型生涯学習のイメージ
 - ・ 丹波市まなびの里づくり協議会設置条例
 - ・ 委員名簿

以上

「生涯学習（まなび）を实践に生かす地域づくりの推進」に向けた 取組について(提言)

丹波市まなびの里づくり協議会

1. はじめに

令和5年6月16日に閣議決定された国の「教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」では、基本的な方針として、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」が示され、「①持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」、「②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化、生涯学習を通じた自己実現」、「③地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる」の3点が挙げられました。このように、地域で暮らす人々が、まなび合いを通じて地域づくりに取り組むことや、生涯学習（まなび）を通じた自己実現ができる地域をつくることの大切さが示されました。

また、令和5年3月には、丹波市社会教育委員の会議から「地域学校協働活動」の展開に向けた取組について、丹波市教育委員会に対して提言されました。地域学校協働活動が目指している「学校を核とした地域づくり」という概念が、これからの丹波市の地域づくりにおいて重要な視点の一つであると考えます。

本提言では、これまで丹波市まなびの里づくり協議会の委員、それぞれの活動経験から出された意見を集約し、「知識循環型生涯学習による持続可能なまちづくり」を展開していくために、特に「生涯学習（まなび）を实践に生かす地域づくりの推進」について研究し、丹波市においてどのような取組が必要なのかをまとめたものです。

2. 地域におけるまなびの現状

（1）経緯・背景

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域での生涯学習（まなび）の機会の減少や、自治公民館活動などが中止、縮小されたことで、住民同士のつながりの希薄化をもたらしています。

このような状況の中、行政サービスを受けるだけでなく、住民自らが主体的に地域のあり方について考えること、行政はこれからの地域について住民を交えて話し合うための市民参画の機会が求められています。そのためには、地域づくりや、社会教育を担う人材の育成が重要です。

中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（H30.12）では、地域における社会教育の目指すものとして『「社会教育」を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり』が示され、「①住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」、「②ネットワーク型行政の実質化」、「③地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」、により「開かれ、つながる社会教育の実現」という方向性が示されました。また、前述の国の教育振興基本計画では、計画のコンセプトの「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の中には「ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる」とし、「生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である」と記されています。

このウェルビーイングの向上を目指すうえで、「社会的包摂」の考え方も非常に重要です。同計画では、「今後5年間の教育政策の目標と基本施策」の「目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」において、「障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。」と書かれております。この部分では「子ども」を中心とした教育ニーズについて記載していますが、大人も子どもも、共に認め合い、まなび合う「共生社会の実現」に向けた取り組みも必要であると言えます。

また、教育政策の目標には「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」や「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が掲げられており、地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うこと、社会教育人材の養成・活躍機会拡充が必要であるされています。その手法の一つとして、国では「学校を核とした地域づくり」を実現するためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が示されています。

このような国の方針からも、持続的な地域コミュニティの基盤形成には地域における社会教育の役割が大変重要であり、丹波市としても、個人と地域全体のウェルビーイングの向上を目指す動きが必要です。

（2）丹波市における経過と現状

・地域づくりを取り巻く経過

丹波市においては、平成19年度に旧小学校区単位に「自治協議会（自治振興会）」が置かれ、地域を中心に「健康・環境・教育」をテーマとした地域づくり事業が展開されました。

平成 22 年度には、丹波市総合計画の将来像・基本理念を実現していくことを目的とした市民、議会、行政などを中心とした「参画と協働プロジェクト」が立ち上がり、その議論をまとめた「参画と協働の指針」が策定されました。本プロジェクトの具体的な取組として「丹波市自治基本条例」の制定があります。平成 24 年 4 月施行の同条例は、住民自治の基本となる考え方や、市民の権利と責務、市民参加の仕組みなどを明文化した内容となっており、市民主体のまちづくり、一人一人の人権が尊重され、多様性を認め、助け合うまち、行政や議会が市民からの信託に応えるまちを実現することを目的に制定されました。自治基本条例の 6 章「参画と協働のまちづくり」の第 3 節「生涯学習」の中で、「市民は、豊かな人間性を育み、生活の充実や技能の向上などを図るとともに、市政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯を通じてさまざまな学習を行う権利」を持ち、「市長等は、市民の学習の機会を確保するとともに自主的な学習活動を支援するよう努めなければなりません」と規定（第 21 条）されており、協働と参画のまちづくりにおいて生涯学習（まなび）がなくてはならないものであると強く示された条例になっています。

また、平成 30 年度には「自治協議会のあり方懇話会」が設置され、2 年にわたって自治協議会のあり方について協議されてきました。

令和元年には「丹波市まちづくりビジョン」が策定されました。まちづくりの方向性の一つには「住み慣れた地域で住み続ける」という項目が設定され、自治協議会の目的と機能についても再度協議されてきた背景があります。

また、地域コミュニティ活動推進員は、「当該校区の実情に精通し、意欲を持って地域づくり活動を展開できる人材」として、地域づくりに関わる人材を育成する役割を担っています。自治協議会の現状と課題は以下の通りです（令和 5 年度第 1 回丹波市総合教育会議の資料より抜粋）。

丹波市におけるまちづくり、自治協議会の取り組み

自治協議会の現状と課題（組織）

現 状	課 題
担い手不足と高齢化により、役員の負担感が増している。	役割分担をして、みんなで取り組み負担を共有する仕組みが必要である。
引継ぎが上手くできないことから、事業をこなすだけになってしまう。	ビジョンや方向性など、組織全体で引継ぎをし、みんなで共有することが必要である。
決まった組織のみの構成でなっていることから、役員などの人材の広がりが少ない。	やりたい人（若者・女性など）が入れる仕組みにより、組織や団体にこだわらない仕組みを作る必要がある。
意思決定の場に参加する機会が少ない。情報発信しているが、共通認識されていないことがある。	誰でも参画でき、意思決定の機会を設けること。意思決定のプロセスを含めた情報共有が必要である。

5

丹波市におけるまちづくり、自治協議会の取り組み

自治協議会の現状と課題（活動）

現 状	課 題
・役員がオーバーワークになっており、創意工夫を行う余裕がないことから、事業を楽しむことができていない。	・事業をこなすのではなく、事業を洗い出し、目的や必要性を考慮して継続をする必要がある。
・行楽中心の活動が多く、地域課題の解決へ向けた事業の展開が少ない。	・みんなで話し合い、必要とされる活動を積極的に展開する必要がある。
・主催する側が楽しいというモチベーションを保つことができていないため、参加者も増えない。	・参画を促すには、みんなで活動目的を共有し、必要とされる活動をみんなで決めて、実施する必要がある。
・毎年決まった活動や職員型の活動が多く、参加する側に主体性がない。	・やりたい人（若者・女性など）がゆるやかに参画できる仕組みや人を育てる仕組みを作る必要がある。

6

現在では、丹波市市民活動支援センターが中心となり、住民自治と地域自治組織の基盤づくりを重点的に支援する「地域の未来デザインプロジェクト（通称：ミライン）」などを通じて、住民自治のあり方について、住民と行政、そのほか多様な主体同士でつながりながら協議を重ね、実際に動き出している地域もあります。今後は、地域のコーディネーターとして社会教育の視点を持った人材の育成・配置が必要とされています。

・行政内部の組織の経過

平成 22 年度には、旧 6 町に設置していた公立公民館の機能を廃止。平成 23 年度からは、「住民センター」として、主に住民が生涯学習のために使用する貸館業務が中心の施設へと変わっていきました。同年、「まちづくり部」が創設され、教育委員会の権限に属する事務の一部（社会教育関係）を首長部局による補助執行が始まり、現在まで続いています。

平成 26 年度には、丹波市生涯学習基本計画が策定され、「たんばにひろげる まなびの輪～豊かな資源を活かした生涯学習環境づくり～」を基本理念に、「知識循環型生涯学習による持続可能なまちづくり」を行う方向性が示されました。

平成 27 年度には、まちづくり部の機構改革が行われ、生涯学習支援と地域づくり支援を同部署で行うことで、行政内部の組織においても、地域づくりと生涯学習とともに支援していく体制が整備されました。

令和元年度には、知識循環型生涯学習推進、市民活動連携、地域づくり事業支援の拠点としての機能を有する「丹波市市民活動支援センター」が設置されました。地域づくりにおいては、住民自治の基本原則である地域住民が主体となった地縁型活動を支援し、市民と行政、NPOなどの多様な主体が協働し地域づくりに取り組む姿勢が組織のあり方として示されました。

現在は、中間支援組織として行政や多様な主体（団体）と連携して、地域づくり、市民活動、生涯学習・社会教育の支援に取り組んでいます。

・丹波市における地域づくり、行政組織の経過（時系列順）

- 平成 19 年度
 - ・小学校区単位に自治協議会（自治振興会）を設置
 - ↳「健康・環境・教育」をテーマに地域づくり事業を展開
- 平成 21 年度
 - ・「参画と協働プロジェクト」立ち上げ
- 平成 22 年度
 - ・丹波市「参画と協働の指針」作成
 - ・公立公民館制度の廃止
- 平成 23 年度
 - ・まちづくり部創設
 - ・生涯学習センター創設
 - ↳ 教育委員会事務の一部が首長部局へ補助執行開始
 - ↳ 貸館業務を行う住民センターの設置
 - ・丹波市自治基本条例の策定
 - ↳ 地域自治の基本理念及び基本原則の中に「生涯学習」を明記
- 平成 26 年度
 - ・丹波市生涯学習基本計画策定（H27～R6）
 - ↳ 知識循環型生涯学習による持続可能なまちづくりを目指す
- 平成 27 年度
 - ・まちづくり部機構改革
 - ↳ 生涯学習支援と地域づくり支援を同部署で行う
- 平成 29 年度
 - ・丹波市立学校における学校運営協議会の設置が始まる
- 平成 30 年度
 - ・自治協議会のあり方懇話会の設置
- 令和 元年度
 - ・丹波市まちづくりビジョンの策定
 - ・丹波市市民活動支援センターを開設
 - ↳ 市民が主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、実践の中から生じた新たな課題へと挑戦する「知識循環型生涯学習推進の拠点」を目指すとした
- 令和 2 年度
 - ・まちづくり指導員による地域支援の廃止
 - ・地域学校協働活動推進員の配置が始まる
- 令和 3 年度
 - ・生涯学習推進員設置
 - ・「地域から考えるまなびの未来会議」の設置
- 令和 4 年度
 - ・地域の未来デザインプロジェクト（ミライン）の開始
 - ↳ 住民自治・地域自治組織の基盤づくりを重点的に支援の開始
- 令和 5 年度
 - ・次期「丹波市総合基本計画」の策定審議開始。10 年後に目指すまちの将来像として「まなび と き め く 丹（まごころ）の里」が示され、「まなび」が最重要の視点とされている
 - ・次期「教育振興基本計画」の策定審議開始
 - ↳ 「学校を核とした地域づくり」の推進、学び合いや話し合いを通じて協働する関係をつくることで、地域の課題解決や魅力ある地域づくりにつなげていくための取組が諮問されている

- 丹波市の生涯学習に関する動きの現状

- 丹波市生涯学習基本計画の策定

- 丹波市では、丹波市生涯学習基本計画を策定（前期 H27 年度～、後期 R2 年度～）し、「たんばにひろげるまなびの輪」を基本理念として生涯学習施策を展開しています。

- 3つの基本目標「まなび人を増やそう、まなび人を育てよう、まなび里をつくろう」のサイクルを回すための「知識循環型生涯学習による持続可能なまちづくり」を実現するために、庁内各部署やNPO法人等が連携し、丹波市における生涯学習の推進を行っています。

- 丹波市まなびの里づくりプランの策定

- 丹波市生涯学習基本計画を進めていく中で、基本理念である「たんばにひろげるまなびの輪」を実現するための具体的な取り組みを示した計画で、同計画に規定する丹波市生涯学習行動計画として策定している。その推進体制は、全庁的な取り組みが必要であるという観点から、「丹波市生涯学習推進本部」が中心となって推進しています。

- ※丹波市生涯学習推進本部…市長を本部長として組織され、庁内各部署に対して、生涯学習施策の実施指示及び施策の進捗管理をします。

- 丹波市まなびの里づくり協議会の設置

- 丹波市生涯学習基本計画に規定する基本目標達成に向け、生涯学習活動を提供する多様な主体が協働し、丹波市における生涯学習の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置しています。

- 委員 17 名（公募委員含む）

- 大学教授、兵庫県公民館連合会会長、社会教育委員、人権同和教育協議会など。

- 生涯学習アンケートの実施

- 丹生涯学習基本計画の進捗管理や、丹波市における生涯学習の現状を調査するための市民アンケートを行っています。アンケートでは「まなび人を増やそう、まなび力を育てよう、まなび里をつくろう」の3つの基本目標をベースに、市民の生涯学習に関する意識調査を行っています。

（３）丹波市まなびの里づくり協議会での協議

- ・令和４年１０月１３日 丹波市まなびの里づくり協議会

☆講話：「 地域における社会教育の推進について 」

天理大学人間関係学科生涯教育専攻 岡田 龍樹 教授

中央教育審議会答申（２０１８年１２月２１日）の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を中心に、国で議論されている社会教育の方向性や、生涯学習社会の実現に向けた必要な人づくり、つながりづくり、地域づくりについて委員自らが学ぶ機会となりました。

- ・令和５年３月３日 丹波市まなびの里づくり協議会

☆生涯学習を実践に生かすための地域づくりの推進グループワーク

テーマ：生涯学習を実践に生かす地域づくりのためのキーマンについて

これまでの丹波市における生涯学習施策や歴史を振り返ったのち、地域の中における生涯学習を実践に生かすための地域づくりの推進をしていくための「キーマン」についてのイメージ像を話し合いました、丹波市まなびの里づくり協議会から市への提言書を作成すること、内容の骨子を検討するために小委員会を編成することを決定。

- ・令和５年３月２７日 丹波市まなびの里づくり協議会 第１回小委員会

まなび里をイメージできる具体的な取組や、第２回丹波市まなびの里づくり協議会で議論したキーマンの存在。また、地域学校協働活動と学校を核とした地域づくりについても小委員会内で議論を行い、これからの丹波市における生涯学習（まなび）を通じた地域づくりについて協議を行いました。

- ・令和５年４月２６日 丹波市まなびの里づくり協議会 第２回小委員会

想定される提言の内容（案）を協議。主には地域におけるコーディネーターの育成・配置や、まなび合いの場を作る人材について具体的なイメージを持ちながら協議を進めました。学校教育・社会教育・家庭教育の垣根を超える「地域教育」についても委員の中で発言もありました。

- ・令和５年９月１１日 丹波市まなびの里づくり協議会 第３回小委員会

第２期丹波市生涯学習基本計画の策定に向けての提言として、多様な主体が参画してまなびを広げていくことや、そのために必要な人材（コーディネーター）について文部科学省の「地域の学びと実践プラットフォーム」などを参考に協議を深めました。

- ・令和６年１月２３日 丹波市まなびの里づくり協議会 第４回小委員会

丹波市における生涯学習（まなび）と地域づくりの関連について言及しました。

まちづくりビジョンや参画と協働プロジェクト、自治基本条例の内容などから丹波市の地域づくりの中に生涯学習（まなび）の要素が必要不可欠であることを共通認識し、また、学校を核とした地域づくりの視点からも、学校教育、社会教育、家庭教育、生涯学習等が一体となり、子どもから大人までが共に学び合う「地域教育」の考え方を広げていくことの重要性についても、提言内容にも含めるため協議を行いました。

・令和6年2月2日 丹波市まなびの里づくり協議会 第5回小委員会

学校教育、社会教育、家庭教育、生涯学習等が一体となり、子どもから大人までが共に学び合う「地域教育」の考え方を広げていくことためには、「楽しさ」が大切であることを確認し、第2期丹波市生涯学習基本計画では、その点を踏まえた検討が必要であることを協議。提言書の骨子をまとめました。

3. 提言の内容

持続可能なまちづくりにおいて、住民自らが主体となって地域の課題や変化を受け止め、課題解決のために取り組むことが重要です。それらを実現するためには住民同士の「つながり」や「対話」が大切であり、「生涯学習（まなび）」は住民が楽しみながら参画・協働できる機会を生み出すきっかけとなります。丹波市の「知識循環型生涯学習による持続可能なまちづくり」を推進するためには、社会教育に携わる人材の育成や人づくり・つながりづくり・地域づくりに携わるコーディネーターの役割が不可欠です。さらにまなびの輪を広げるためには、市民の生涯学習（まなび）を支える社会教育人材ネットワークの構築や行政の横断連携による支援体制等の仕組み作りが必要です。

私たちは丹波市で、生涯学習（まなび）の輪をひろげ、持続可能で豊かなまちにしていこうために以下のように提言します。

（1）生涯学習（まなび）を实践に生かすために必要なこと

①生涯学習（まなび）を通じた学校・家庭・地域の連携

- ▶学校・家庭・地域の垣根を越え、みんなでまなびをつくる「地域教育」の推進
- ▶学校を核とした地域づくりの推進
- ▶地域の生涯学習（まなび）の拠点としての自治協議会のあり方の検討

②社会教育人材のネットワーク構築

- ▶地域学校協働活動推進員、地域コミュニティ活動推進員など、地域内の多様な主体の連携・協働
- ▶多様なコーディネーター同士が互いの活動や、課題などを共有できる場

(2) 「楽しい」まなびの場をつくり、人と人をつなぐ人材の育成

① 人づくり・つながりづくり・地域づくりに携わるコーディネーターの役割

- ▶ 「楽しい」を中心に置いたまなびの場づくりを行う。
- ▶ 大人や子どもが共にまなび、育つことができる地域を住民と共に創る。
- ▶ 自治協議会や学校、NPOなどの多様な主体との連携・協働を促す。
- ▶ 各自治協議会や自治公民館のまなびの場づくりの支援を行う。

② 社会教育人材の養成・育成と活躍促進

- ▶ 社会教育に関わる人材の養成
- ▶ 社会教育士（主事）の養成に対するサポート
- ▶ 社会教育人材・社会教育士（主事）の活躍促進

(3) これからの行政の役割

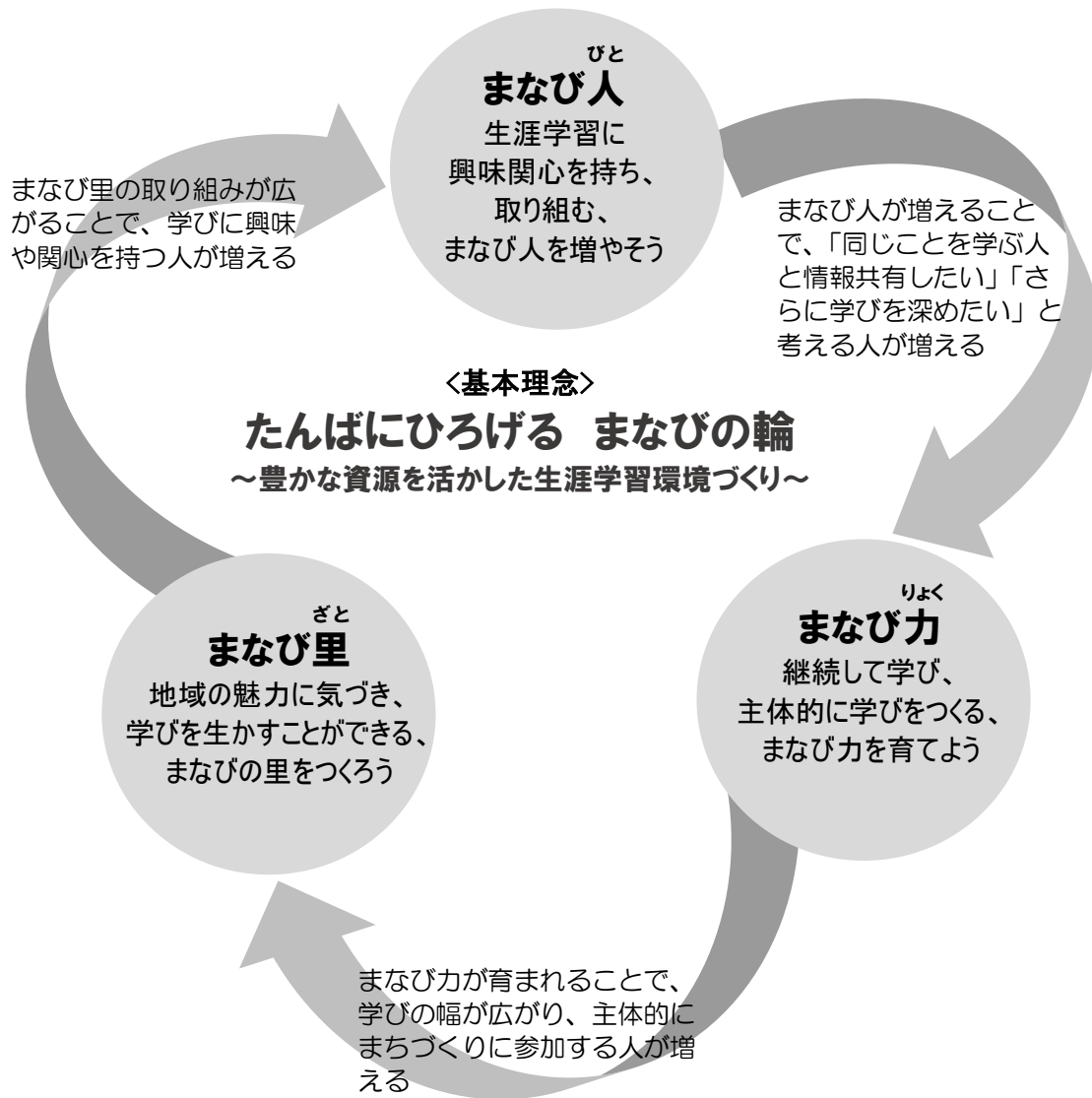
- ▶ 関係部署の横断連携体制による地域教育支援体制の構築
- ▶ 自治協議会との協働によるまなびの機能の充実
- ▶ 社会教育に関する人材育成への教育投資・予算措置と社会教育人材の活躍促進
- ▶ 市民活動支援センターにおけるまなびの支援機能のあり方に関する検討

4. まとめ

生涯学習（まなび）を実践に生かす地域づくりにおいては、子どもから大人まで誰もが主役になれる、出番や役割をつくり、楽しく参画できる機会が重要です。学んだ成果を他者との対話を通じて認め合い、さらに「まなび合う」ことで、丹波市独自の市民主体の地域づくりが行われていく、そんな自分たちの未来を共に創造する人の育成されることが、丹波市生涯学習基本計画の「知識循環型生涯学習による持続可能なまちづくり」におけるまなびの輪の循環を回していく大きな力となります。

丹波市の豊かな文化や歴史、自然や産業、何より人が輝き、学んだ成果を発揮できるまちになるため、「子ども」「大人」「学校」「行政」「NPOなどの多様な主体」等が、垣根を越え、楽しみながら、共にまなび合う「地域教育」の推進が必要です。本提言書を踏まえた取り組みが行われること、次期丹波市生涯学習基本計画の検討においては、「地域教育」や「人づくり」について議論が深まることを期待します。

【知識循環型生涯学習のイメージ】



【めざす市民像】

地域に愛着と誇りを持ち、相手の価値観を認め、人と人とのつながりを大切にしながら、丹波市をより良いまちにするために、当事者意識を持って活躍する人。

【めざすまちの姿】

人口減少社会においても、地域が活力を維持し、市民一人ひとりが活躍できる力を育み、丹波市を持続可能で豊かなまちにするために、他者と喜びを分かち合い、協働しながら主体的な学びを支えあうまち。

○丹波市まなびの里づくり協議会設置条例

平成28年 3 月16日

条例第 8 号

(設置)

第1条 丹波市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）に規定する基本目標達成に向け、生涯学習活動を提供する多様な主体が協働し、丹波市における生涯学習の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市まなびの里づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、及び検討する。

- (1) 生涯学習活動を行う団体等の事業の総合的な調整に関すること。
- (2) 生涯学習活動に関する各種の提言に関すること。
- (3) 生涯学習活動の推進及び普及に関すること。
- (4) その他基本計画の基本目標達成に向けて必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会教育委員
- (3) スポーツ推進審議会委員
- (4) 校長の代表
- (5) 生涯学習活動の機会を提供する団体等が推薦する者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

丹波市まなびの里づくり協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

委員の選出基盤	氏 名	所 属 等
①識見を有する者	岡 田 龍 樹	天理大学副学長 人間学部教授
	萬 浪 佳 隆	兵庫県公民館連合会会長 兵庫県社会教育委員
②社会教育委員	荒 木 伸 雄	丹波市社会教育委員の会議 議長
③スポーツ推進審議会委員	山 内 佳 子	丹波市スポーツ推進審議会 会長
④校長の代表	村 岡 正 典	丹波市小学校長会
⑤生涯学習活動の機会を提供する団体等が推薦する者	伏 田 雅 子	丹波市人権・同和教育協議会 副会長
	増 南 文 子	丹波青少年本部 副本部長
	角 悟	丹波市文化協会 会長
	出 町 慎	地域から考える学びの未来会議 コアメンバー
	山 本 龍 之	丹波市自治会長会 理事
	酒 井 礼 子	丹波市俳句協会 副会長
	中 瀬 まさ子	丹波市地域高齢者学級連絡会 副代表
	松 井 宣 子	東っ子サポートスタッフ
⑥公募委員	薦 木 伸 一 郎	公募委員
	和 田 八 壽 夫	公募委員
	松 本 佳 則	公募委員
	久 下 悟	公募委員